

## 豊岡市立学校施設利用団体に関する要綱

豊岡市立学校施設利用団体に関する要綱(平成20年豊教告示第3号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊岡市立学校施設の使用料の減免及び還付に関する規則(平成20年豊岡市規則第9号)第2条第1項第2号の規定に基づき、学校施設利用団体として教育委員会が定める団体に関し必要な事項を定めるものとする。

(学校施設利用団体)

第2条 学校施設利用団体として教育委員会が定める団体は、次に掲げる団体とする。

- (1) スポーツ少年団体
- (2) スポーツクラブ21
- (3) P T A
- (4) 子ども会又は子ども育成会
- (5) 区長会又は単位自治会
- (6) 地域コミュニティ組織
- (7) 消防団
- (8) 保育所、幼稚園又は認定こども園
- (9) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会の登録を受けた団体(以下「登録団体」という。)

2 登録団体にあつては、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 教育、学術、文化、スポーツ、福祉等の活動を継続的に行おうとする団体であること。
- (2) 5人以上で組織された非営利の団体であること。
- (3) 代表者が市内在住者であること。
- (4) 団体を構成する人員の6割以上が申請する市立学校及び幼稚園(以下「学校等」という。)の通学区域内(以下「対象区域内」という。)に住所を有する者若しくは対象区域内に所在する事業所若しくは学校等に通勤し、若しくは通学する者で構成されていること又は団体が市全域の住民を対象として組織されていること。
- (5) 会則、規約その他活動内容を示す書類及び会員名簿があること。

(団体の登録)

第3条 教育委員会の登録を受けようとする団体は、学校施設利用団体登録申請書(別記様式)に学校施設利用団体登録名簿を添え、使用しようとする

る学校等の学校長又は幼稚園長(以下「校園長」という。)を経て教育委員会に申請し、登録を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項により提出された申請書を審査し、当該団体を登録したときは、学校施設利用団体登録認定書を交付する。

3 登録の有効期間は、学校施設利用団体登録認定書を交付した日の属する年度の末日までとする。

(報告)

第4条 登録団体は、前条第1項の申請書に変更があった場合は、使用しようとする学校等の校園長を経て、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

(資格の取消し)

第5条 教育委員会は、登録内容に偽りがあったとき、前条の書類が提出されないとき、又は提出された書類を審査し不相当と認めたときは、登録団体の資格を取り消すことができる。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の豊岡市立学校施設利用団体に関する要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に学校施設を利用する団体について適用し、施行日前に利用する団体については、なお従前の例による。